

「演劇創造活動支援事業補助金」交付要綱・取扱方針 対照表 (平成24年1月改正版)

要 綱	方 針
<p style="text-align: center;">演劇創造活動支援事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成17年6月20日 観光文化局長決裁</p> <p>1 通則 演劇創造活動支援事業補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>2 目的 この補助金は、演劇などの舞台芸術活動（以下「演劇」という。）を行っている団体（以下「劇団」という。）に対し補助金を交付することにより、演劇の創作や稽古等（以下「創造活動」という。）及び公演活動を促進し、新たな観光資源として演劇によるまちの活性化や集客交流の促進を図るとともに、札幌で創造される演劇の更なるレベルアップと演劇関係者の自立性を高めることを目的とする。</p> <p>3 補助対象者 (1) 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる条件をいずれも満たす劇団とする。 ア 意欲的で活発な演劇の創造活動及び公演活動を行っている劇団であること。 イ 本市の演劇界の次代を担い得る、将来性のある劇団であり、本市の文化振興に寄与することが認められること。 ウ 本補助金のほかに、本市から補助金の交付を受けていないこと。 エ その他市長が定める条件を満たすこと。 (2) 前号に掲げる劇団であっても、次のいずれかに該当する場合には、補助の対象とはしないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">演劇創造活動支援事業補助金取扱方針</p> <p style="text-align: right;">平成17年6月20日 観光文化局長決裁</p> <p>1 目的について（要綱第2項関係） 演劇創造活動支援事業補助金交付要綱（平成17年6月20日観光文化局長決裁。以下「要綱」という。）でいう「演劇など」とは、社会通念上、演劇と呼ばれるもので、以下に掲げるものとする。 (1) 商業演劇 (2) 小劇場演劇 (3) ミュージカル (4) その他(1)から(3)に類するもので古典に属するもの以外のもの。</p> <p>2 補助対象者について（要綱第3項関係） 要綱第3項第1号エに規定する「市長が定める条件」とは、以下に掲げるものとする。 (1) 定期的に、演劇公演や公開稽古、ワークショップ等の公益的な活動ができること。 (2) 団体運営に係る財務経理を適正に処理しており、効率的な運営を行っていること。</p>

「演劇創造活動支援事業補助金」交付要綱・取扱方針 対照表 (平成24年1月改正版)

要 綱	方 針
<p>ア 本補助金（平成17年度から平成23年度までの間にこの要綱の規定に基づき交付された、舞台芸術創作活動支援事業補助金を含む。）の交付を5年以上受けたことがあるもの</p> <p>イ 特定企業の広報・宣伝を目的とした活動であるもの</p> <p>ウ 特定の政治活動、宗教活動、又はチャリティを目的とした活動であるもの</p> <p>エ 学校における部活動や行事など、学校教育の一環であるもの</p> <p>オ 教室・教授所等（カルチャースクールを含む）が行う、習い事や稽古事等の発表活動であるもの</p> <p>4 補助対象事業 補助対象事業は、劇団が稽古場（劇場を含む。以下「稽古場」という。）において行う演劇の創造活動とする。</p> <p>5 補助対象経費 補助対象経費は、劇団が創造活動を行うにあたり使用する稽古場の家賃、会場使用料等で市長が定めるものとする。</p>	<p>3 補助対象経費について（要綱第5項関係） 要綱第5項に規定する補助対象経費は、4月から翌年の3月までの間に支払った経費で以下に掲げるものとする。</p> <p>(1) 稽古場の賃借料 補助対象者が札幌市内において、演劇の創作や稽古等（以下「創造活動」という。）を行うため、自ら使用する一の稽古場を賃貸借契約で借り受けている場合の賃借料で、以下の条件をすべて満たすものとする。</p> <p>ア 賃貸借契約書に記載された賃借料であること。</p> <p>イ 賃貸借契約書に記載された賃借料に管理費、光熱水費等の附帯的費用が含まれている場合は、当該費用についても補助対象経費に含めるものとする。</p> <p>ウ 賃借料に稽古場以外の部分（人の居住の用に供する部分等）が含まれている場合は、当該部分に係る賃借料は補助対象経費から除くものであること。この場合において補助対象者は、除かれる賃借料の算定にあたっては、最も合理的な方法により算出するものとし、算出した結果を明らかにするものとする。</p> <p>エ 敷金、礼金等は補助対象経費からは除くものであること。</p>

「演劇創造活動支援事業補助金」交付要綱・取扱方針 対照表 (平成24年1月改正版)

要 綱	方 針
<p>6 補助対象期間 補助対象期間は、4月1日から翌年の3月31日までの間とする。</p> <p>7 補助金の額 補助金の額は、一年度につき補助対象経費の2分の1以内とし、60万円を上限として予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>8 補助金の交付の要望 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに、交付要望書（様式1-1）を提出するものとする。</p>	<p>オ 稽古場を有償であるか無償であるかを問わず、経常的に他団体に使用させることはできないものであること。ただし、補助対象者の創造活動を実現するために、他団体との合同稽古、交流活動を実施するなど、補助対象者の活動の一環として他団体と共に使用する場合はこの限りではない。</p> <p>カ 補助対象者は、稽古場の賃貸借契約における借受人と一致するものであること。ただし、任意団体にあつては、当該団体の代表者が賃貸借契約の借受人と一致するものであること。</p> <p>(2) 稽古場及び劇場の会場使用料等 補助対象者が自ら使用するための稽古場及び劇場を時間貸し等で借り受けた場合の会場使用料等で以下の条件をすべて満たすものとする。 ただし、演劇公演を行うために稽古場及び劇場を借り受けた場合にあつては、当該演劇公演の開催日分は対象としないものとする。</p> <p>ア 席貸業を営む者から借り受けたものであること。</p> <p>イ 会場使用料には、当該会場に附帯して設置された舞台装置、備品等（音響、照明設備など）の借上料、当該会場の使用に伴い徴収される光熱水費等の管理費を含むものであること。</p> <p>4 補助金の交付の要望について（要綱第8項関係） 交付要望書の提出期限は原則として補助対象事業を実施する前年度の2月中に設けるものとする。</p>

「演劇創造活動支援事業補助金」交付要綱・取扱方針 対照表 (平成24年1月改正版)

要 綱	方 針						
<p>9 内定の通知 市長は、第8項の規定による交付要望書を受理したときは、選考委員会への諮問及び選考結果の受理を経て、補助金を交付することが適当と認める団体を内定し、当該団体にその旨を様式1-2により通知するものとする。 選考委員会に関する事項は別に定める。</p> <p>10 補助金の交付申請 第9項の規定により内定を受けた団体で、補助金の交付申請をしようとする者は、市長が定める日までに、補助金交付申請書(様式2)を市長に提出するものとする。</p> <p>11 補助金の決定 市長は、第10項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、申請内容の審査を行い、補助金を交付することが適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、申請者にその旨を様式2-2により通知するものとする。</p> <p>12 補助金の交付 補助金は第11項の規定により補助を受けることとなった者からの請求により支払うものとし、その事業終了前に概算で支払うことができるものとする。</p> <p>13 補助金の交付の条件 補助金の交付を受けることとなった者は、第6項に規定する補助対象期間内に、以下の事項をいずれも実施しなければならないものとする。 (1) 本市内で不特定多数の者を対象とした演劇公演を1回以上実施すること。</p>	<p>5 補助金の交付申請について(要綱第10項関係) 補助金交付申請書の提出期限は原則として補助対象事業を実施する前年度の3月中に設けるものとする。</p> <p>6 補助金の交付について(要綱第12項関係) 補助金の請求は札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)様式29の2で定める様式によるものとする。 概算で支払う場合の補助金は、原則として下表のとおり2回に分割して支払うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 1098 1841 1206"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月から9月分</td> <td>5月</td> </tr> <tr> <td>10月から3月分</td> <td>11月</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	支払時期	4月から9月分	5月	10月から3月分	11月
期 間	支払時期						
4月から9月分	5月						
10月から3月分	11月						

「演劇創造活動支援事業補助金」交付要綱・取扱方針 対照表 (平成24年1月改正版)

要 綱	方 針
<p>(2) 本市内で市民を対象としたワークショップ、公開稽古等を1回以上開催すること。</p> <p>1 4 報告等 補助金の交付を受けた者は、以下の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 事業終了後は市長が指定する日までに、補助事業報告書(様式3)を市長に提出すること。</p> <p>(2) 賃貸借契約の解除など、補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 賃貸借契約の内容の変更など、補助対象事業の内容に変更が生じたときは、直ちに市長に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(4) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助対象事業の終了の日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。</p> <p>1 5 その他 この要綱の施行に関し必要な事項は、観光文化局長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年6月20日から施行する。</p> <p>附 則(平成24年1月27日観光文化局長決裁) 1 この要綱は、平成24年1月27日から施行する。 2 この要綱の改正前の規定に基づく、平成23年度分の舞台芸術創作活動支援事業補助金の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 この方針は、平成17年6月20日から施行する。</p> <p>附 則(平成21年1月7日観光文化局長決裁) この方針は、平成21年1月7日から施行する。</p> <p>附 則(平成23年1月21日観光文化局長決裁) この方針は、平成23年1月21日から施行する。</p> <p>附 則(平成24年1月27日観光文化局長決裁) 1 この方針は、平成24年1月27日から施行する。 2 この方針の改正前の規定に基づく、平成23年度分の舞台芸術創作活動支援事業補助金の取扱いについては、なお従前の例による。</p>